

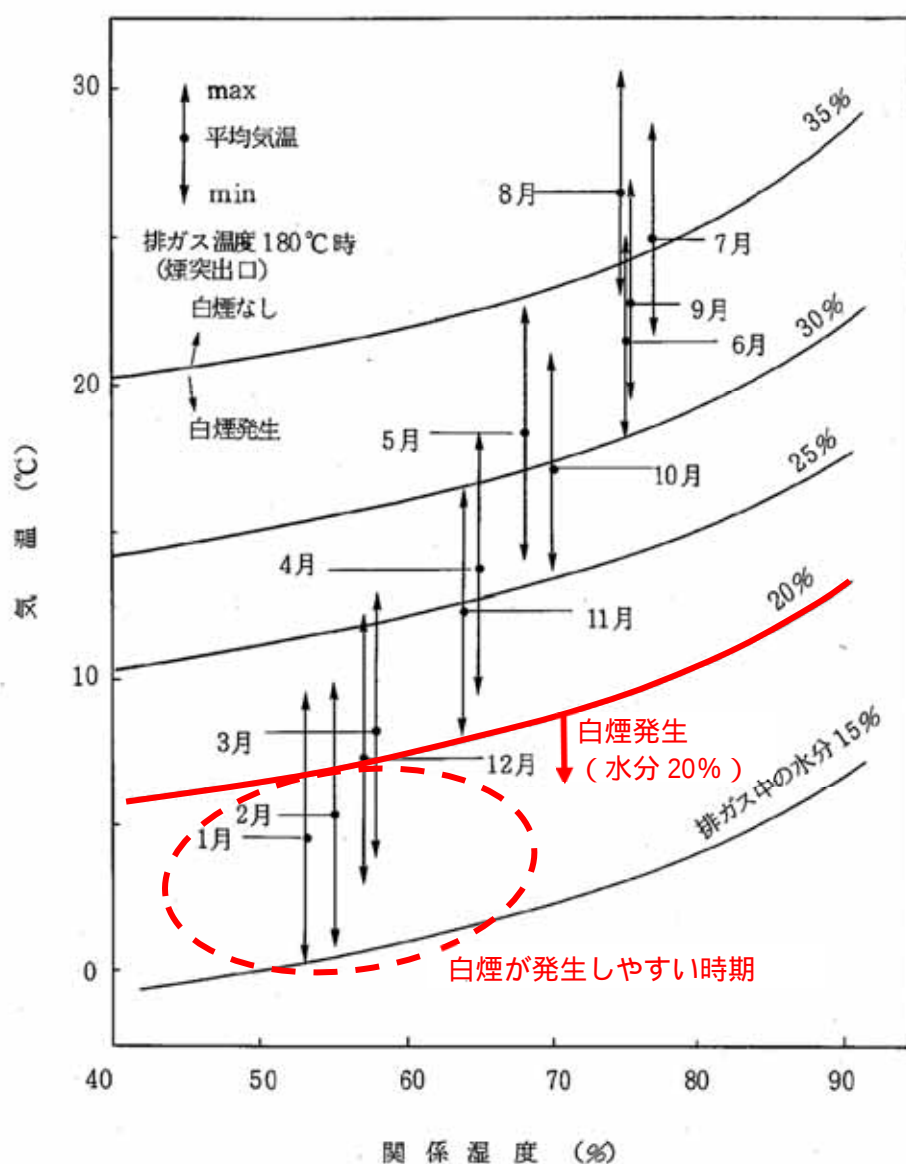
第1章 事業計画関係および関係地域

1.1 煙突排ガスに係る白煙発生状況に係る事例等

(1) 白煙発生目安に係る既存知見

気温と湿度および排ガス中の水分割合による白煙発生可能性については、図 1-1 に示す知見（東京都武蔵野市）がある。

排ガス中の水分量が多い場合、白煙発生頻度は増加すると考えられるが、本施設では排ガス中の水分量が少なくなる乾式処理を採用する方針であり、排ガス中の水分量は概ね 20%程度となると見込まれる。このとき、地域的な気温分布の相違は考えられるものの、白煙が発生しやすいのは気温の低い冬季前後（概ね 12 月～3 月頃）と想定される（図 1-1 参照）。



出典：東京都武蔵野市資料を元に一部加工

図 1-1 水蒸気白煙生成状況図（東京）

(2) 白煙発生実態に係る既存事例

本施設が位置する長浜市近傍に位置する滋賀県彦根市の彦根市清掃センター（下記参照）について、白煙の発生状況が観察されている記録がある（彦根愛知犬上広域行政組合提供情報）。

当該記録によると、観察が行われている春季～秋季（冬季以外）においては、白煙が視認されたのは令和3年10月20日午前の1回のみで、殆ど視認されていない。

< 彦根市清掃センター（焼却施設）の概要 >

- ・ 焼却方式：機械化バッチ・ストーカ式
- ・ 処理能力：90t/日
- ・ その他：排ガス処理方式は乾式、白煙防止無し

表 1-1 白煙の観察状況事例（彦根市清掃センター）

観察時期 ^{注)}		観察状況写真（例）	
		午前	午後
春季	令和3年5月 7日～13日（7日）		
夏季	令和3年7月 8日～14日（7日）		
秋季	令和3年10月 14日～20日（7日）		

注）各日午前中（9:00頃）及び午後（12:00～15:00頃）の2回

資料：彦根愛知犬上広域行政組合提供情報

1.2 関係地域

関係地域については、「滋賀県環境影響評価技術指針」に基づく表 1-2 の考え方を基本としたうえで、環境影響評価方法書で設定した調査地域（半径 1.5km の範囲）も包含する範囲として、図 1-2 に示す半径 1.5km の範囲内にある長浜市小室町、野田町、上野町、高畑町、瓜生町、田川町、木尾町、八島町、尊勝寺町、乗倉町、大依町、平塚町、尊野町および内保町とした。

表 1-2 関係地域の設定の考え方

関係地域は、以下の ～ の範囲を包含する範囲とする。

対象事業実施区域から 1km の範囲内の区域。

煙突排ガスの影響範囲（事業計画地から半径 0.8km の範囲：煙突から排出される大気汚染物質の最大着地濃度地点までの距離の 2 倍の範囲^注）を十分に包含する半径 1.0km の範囲内の区域。

（対象事業実施区域で実施した上層気象及び日射量・放射収支量の現地調査結果、並びに現地拡散実験の結果等を踏まえ、煙突排ガスによる大気質の予測を行った結果、年平均最大着地濃度地点までの距離は約 0.4 km と予測された（「第 8 章 8.1 大気質 8.1.2 予測・評価（4）施設の稼働に伴う大気質への影響（存在・供用）」参照）

対象事業実施区域からの雨水放流先である排水路が込田川に流入するまでの範囲。なお、新たな焼却施設から発生する施設排水は施設内で処理するなどにより、河川放流は行わない計画である。また、生活排水については、公共下水道へ放流する。

主な関係車両の走行ルートである県道 276 号小室大路線を含み、一般国道 365 号線に接続する地点を含む範囲。

注）「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省）において、煙突排ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んだ範囲を設定する方法が示されている。



図 1-2 環境影響評価の対象地域